

令和7年1月17日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-257	物品の移設等役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和7年2月28日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年1月31日（金）11:00

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年1月29日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
(5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
(6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

仕様書			
件名	物品の移設等役務	作成年月日	令和7年1月14日
		作成課	大臣官房企画評価課

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、防衛省市ヶ谷地区A棟10階仮眠室等の用途転換に伴う物品の移設等の役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を使用するものとする。なお、引用文書に定める事項がこの仕様書と相違する場合は、仕様書の定めるところによるものとする。

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）

2 本役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、防衛省市ヶ谷地区A棟10階仮眠室等のベッド等の撤去・移設を実施するもの。

2.2 一般的事項

本役務に関する一般的事項は以下による。

- 輸送物品の確認、搬出・搬入経路の確認等のため、事前調査を実施することができる。
- 搬出入の対象となる場所については、別図第1（移設前）及び第2（移設後）を基準とし、官側と調整し実施するものとする。輸送・移設先内訳については、市ヶ谷地区内の別棟になる場合があり、その場合は別途知らせる。
- 搬出入に先立ち、施設の床、壁等の保護が必要かを確認し、必要な箇所の養生を行うものとする。また作業終了後、保護材及び施設の養生に使用した資材は取り外し、契約相手方がすべて回収する。
- 契約締結後に官側と調整の上、搬入手順等の細部を定めた作業工程表、役務責任者・作業員名簿を提出するものとする。

2.3 役務内容

役務の内容は以下による。

2.3.1 ベッド等解体・搬出・搬入・設置

2.3.1.1 概要

官側が示す物品等を、搬出元から一時置き場、官側の示す搬入場所へそれぞれ輸送するほか、ベッド等の一部については必要に応じて輸送前に解体し、解体したものについては輸送後に再度組み立てる。

2.3.1.2 対象物品等

対象物品等は別表を基準とする。別表の記載品目のうち、撤去する資材が出る場合については、官側の指定する場所へ搬出するものとする。ただし、搬出先は防衛省市ヶ谷地区内の別場所になる場合があり、その場合は別途知らせる。

2.3.1.3 本作業に対する要求

- 移設先での2段ベッド設置（組み立て）については、安全な使用に堪えるよう転倒・崩落防止の施工を行う。輸送前と同様の様態を基準とし、細部施工要領については官側と調整するものとする。
- 物品等の発送及び搬入は、別表及び作業工程表に基づき数量を確認のうえ実施するものとする。

2.4 役務場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）全体図は別図第3

搬出元：A棟10階仮眠室、11階仮眠室、12階仮眠室、及びE2棟4階倉庫

搬出先：E2棟4階倉庫及びE2棟地下1階書庫ほか敷地内。いずれも変更することがある。

2.5 役務日

作業期間は契約締結日から令和7年2月28日（金）までのうち、官側の指定する日とし、細部作業日程については契約後、官側と調整を実施するものとする。土日祝日を含むことがある。契約相手方は、契約後直ちに施工できるように用意する。

2.6 役務時間

08:30から18:15までの間を基準とする。ただし、官側との調整により延長することがある。

3 検査

本役務に関する検査は、本仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

4 その他の指示

4.1 官側の支援

契約相手方は、本役務の履行に当たって必要な場合、官側が認める範囲内において、次に示す支援を無償で得ることができる。

- a) 防衛省内における電力、水、スペース、内線電話等の使用
- b) 防衛省内における施設の利用
- c) 防衛省内における官側の保有する関連器材の使用
- d) その他、官側が必要と認めた事項

4.2 提出書類

提出書類は表1のとおりとする。

表1

番号	品名	数量	提出時期	提出先	種類	書式
1	作業工程表	紙媒体 1部 電子媒体1部	契約締結後速やかに	大臣官房企画評価課	電子 (Microsoft Word、Excel、PowerPoint もしくはPDF形式とする。)	適宜
2	役務責任者・作業員名簿		終了後速やかに			
3	役務完了報告書					

4.3 情報の保全

契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

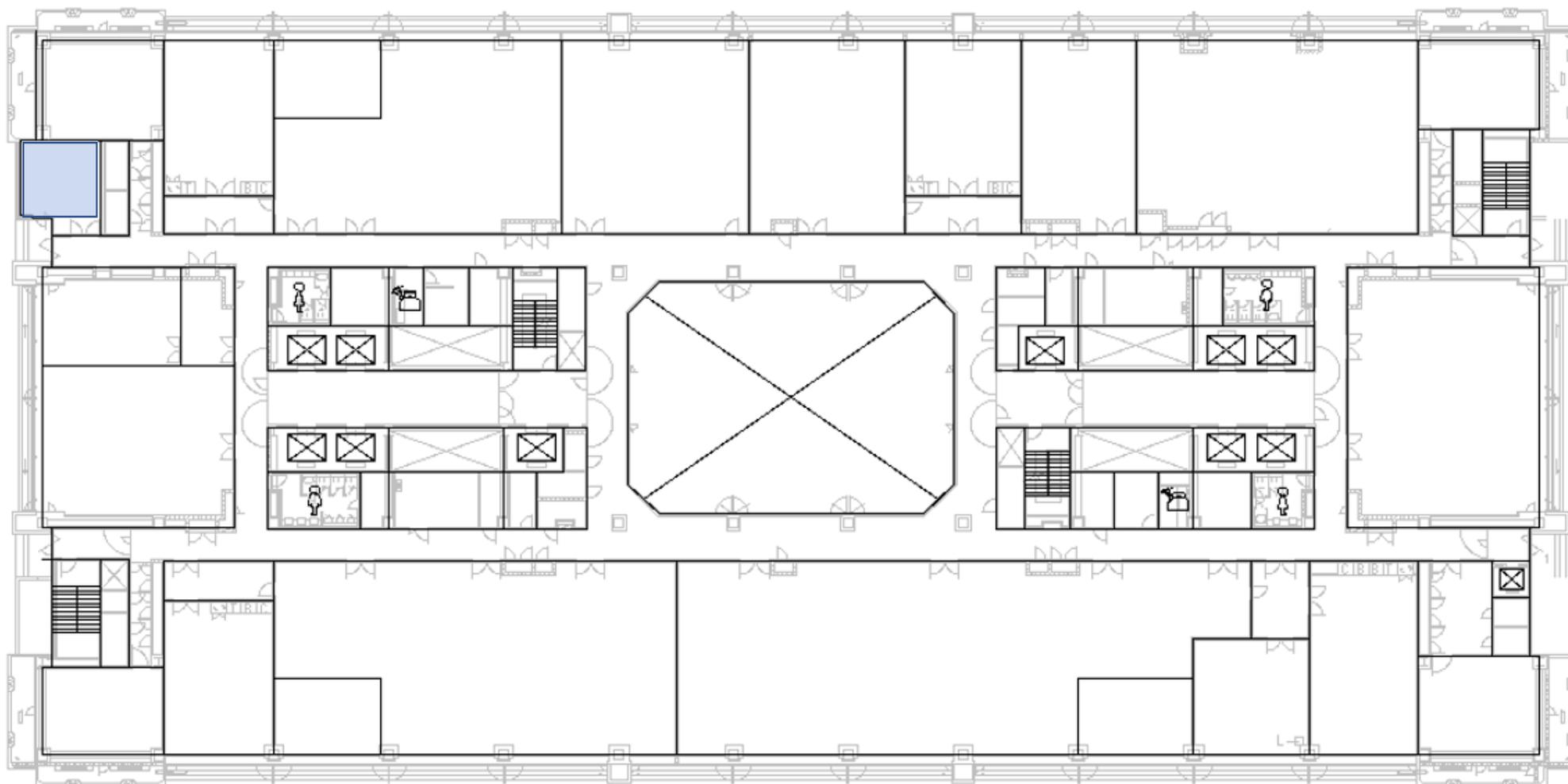
4.4 発生材

本役務によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分を行うものとする。

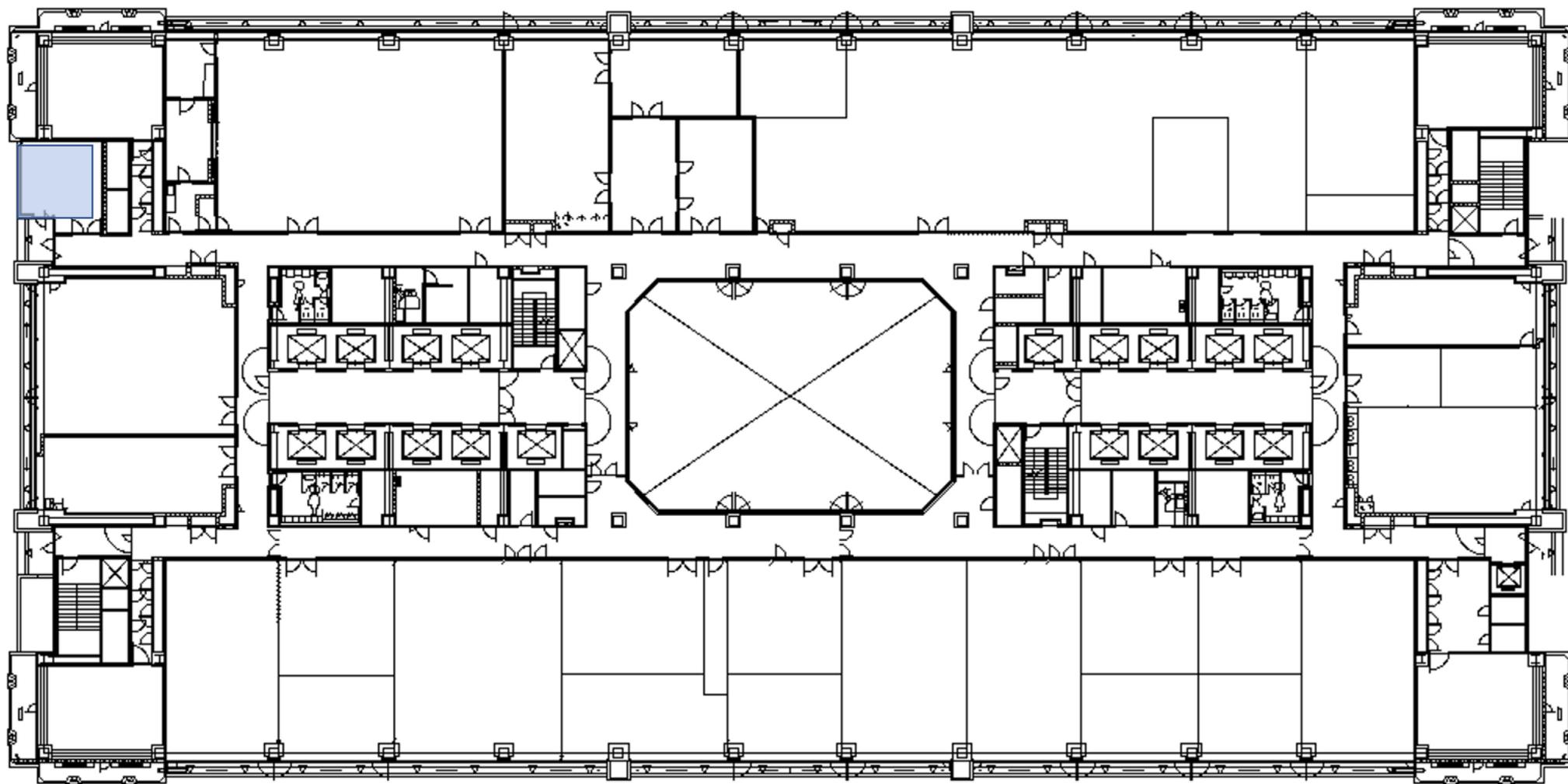
4.5 その他

- a) 本役務にて使用する、補助器材、台車、保護材、搬出用段ボール、その他移設に必要な器材は、**4.1**により官側の支援が得られるものを除き、契約相手方が準備するものとする。E2棟4階の物品を搬出するためにダンボールが必要になる場合、書棚のサイズから必要個数を算出するものとする。
- b) 本役務を実施するにあたり、養生等必要な措置を講じるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合、官側に報告のうえ契約相手方の責任において速やかに修復するものとする。
- c) 本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。
- d) 本役務の実施にあたっては、同時期に履行される各種契約相手方と相互に調整し、良好かつ安全に実施できるよう留意するものとする。
- e) この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官側と協議するものとする。

別図第1（搬出元 現設置場所）A棟12階

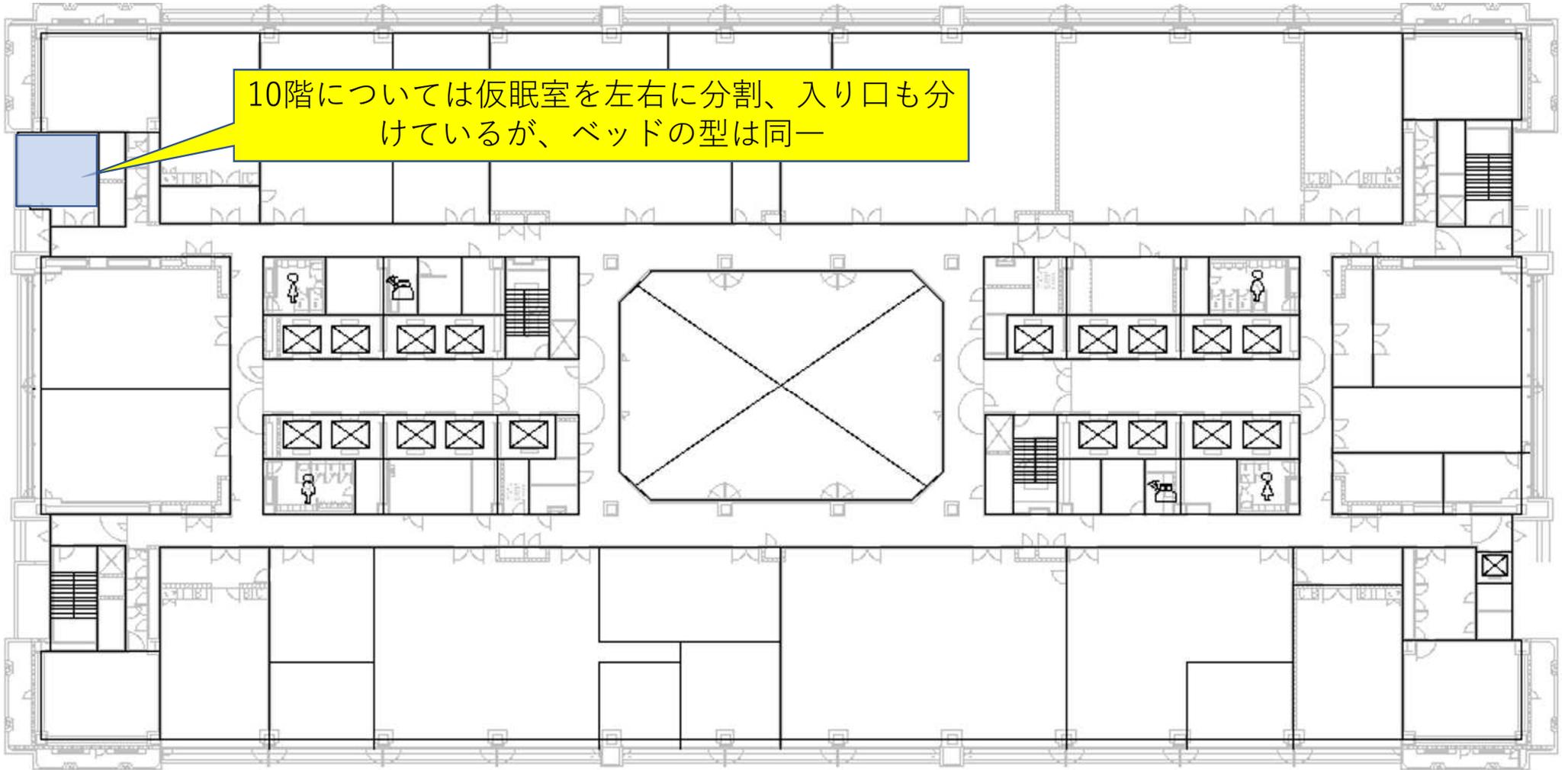


別図第1（搬出元 現設置場所）A棟11階



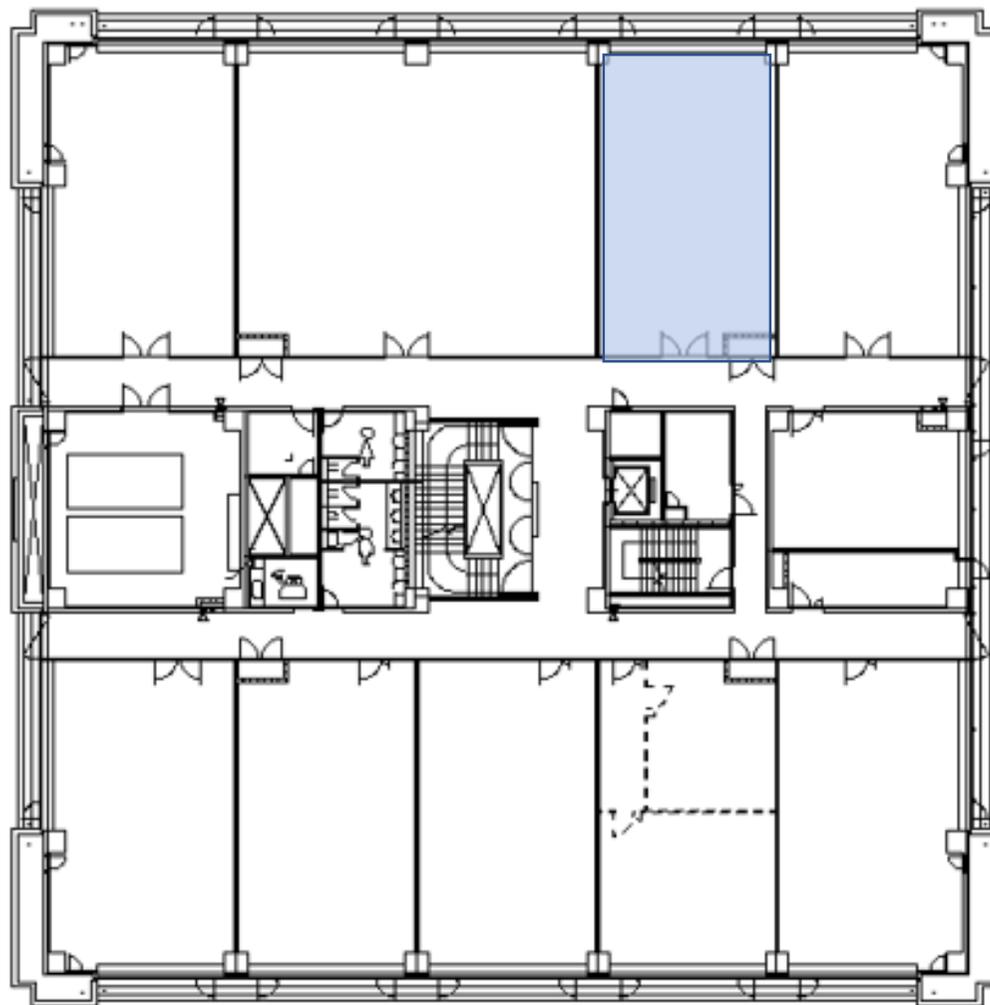
別図第1（搬出元 現設置場所）A棟10階

10階については仮眠室を左右に分割、入り口も分けていたが、ベッドの型は同一



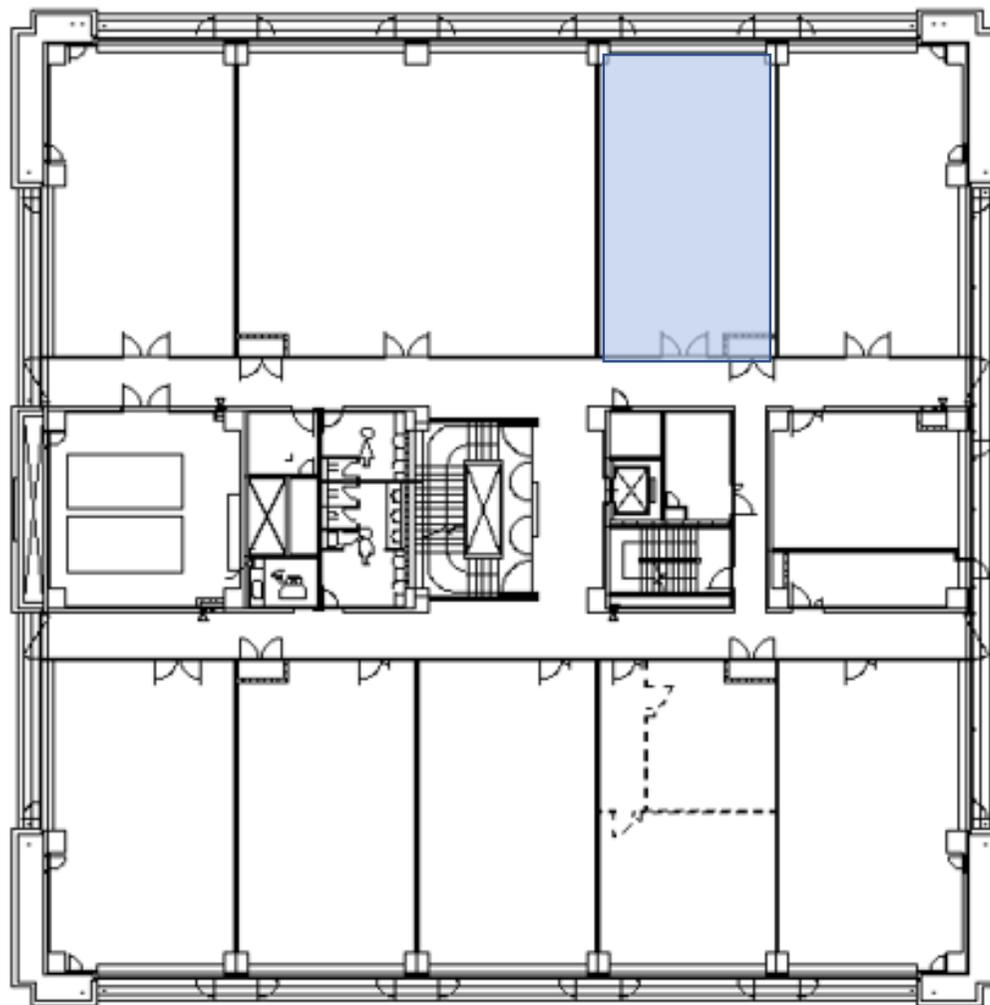
別図第1（搬出元 現設置場所） E2棟4階倉庫

搬出・搬入両方あり

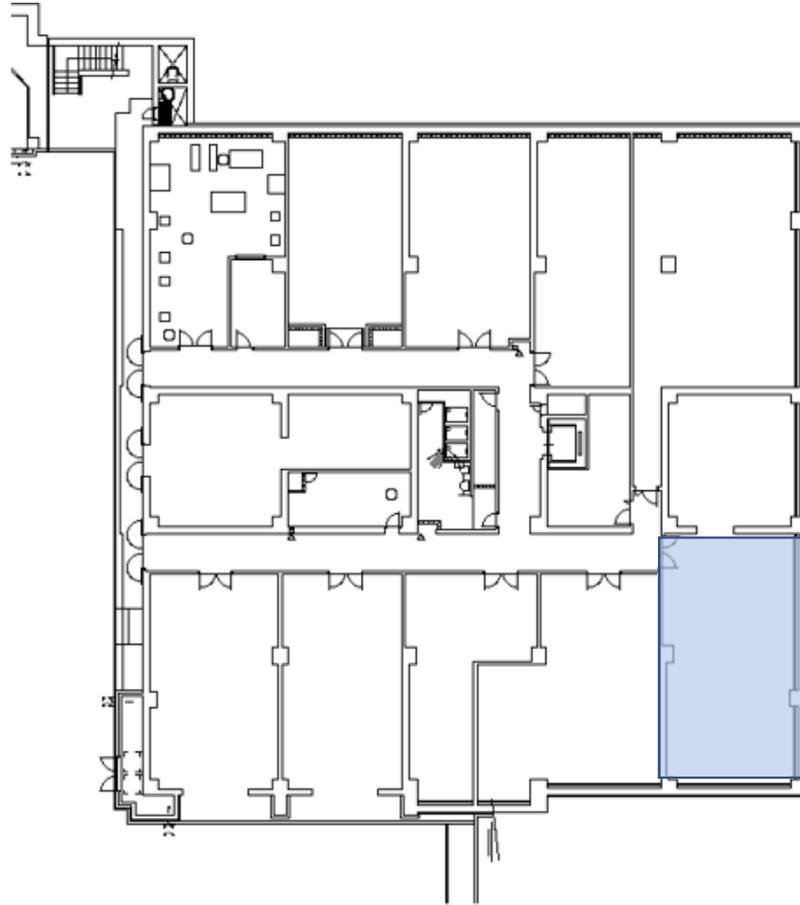


別図第2（搬出先） E2棟4階倉庫

搬出・搬入両方あり



別図第2（搬出先 移設先） E2棟B1階書庫



別図第3 全体図



A棟
(搬出元 現設置場所)

D棟
(輸送先 変更することがある)

E2棟
(搬出元 現設置場所かつ輸送先)
(変更することがある)

撤去場所：工事門内側
(変更することがある)

別表

輸送品目リスト(基準)

番号	品名	サイズ(mm) 縦×横×高さ	数量	現設置場所	輸送先	再組み立て対象
1	2段ベッド	1000×2100×1900	5	A棟12階 →	E2棟4階	
2	2段ベッド	1000×2100×1900	5	A棟11階 →	E2棟4階	組み立てあり
3	2段ベッド	1000×2100×1900	3	A棟10階(左) →	E2棟4階	組み立てあり
4	2段ベッド	1000×2100×1900	2	A棟10階(右) →	E2棟4階	
5	マットレス	1000×2100×150	10	A棟12階 →	E2棟4階	
6	マットレス	1000×2100×150	10	A棟11階 →	E2棟4階	
7	マットレス	1000×2100×150	6	A棟10階(左) →	E2棟4階	
8	マットレス	1000×2100×150	4	A棟10階(右) →	E2棟4階	
9	パーテーション	50×900×1900	5	A棟12階 →	E2棟4階	
10	ロッカー	900×515×1800	1	A棟10階 →	撤去場所	
11	椅子	600×600×700	1	A棟10階 →	撤去場所	
12	毛布		40	A棟12階 →	E2棟4階	
13	毛布		30	A棟11階 →	E2棟4階	
14	毛布		30	A棟10階 →	E2棟4階	
15	シーツ		40	A棟12階 →	E2棟4階	
16	シーツ		30	A棟11階 →	E2棟4階	
17	シーツ		30	A棟10階 →	E2棟4階	
18	枕カバー		40	A棟12階 →	E2棟4階	
19	枕カバー		30	A棟11階 →	E2棟4階	
20	枕カバー		30	A棟10階 →	E2棟4階	
21	枕		20	A棟12階 →	E2棟4階	
22	枕		20	A棟11階 →	E2棟4階	
23	枕		10	A棟10階 →	E2棟4階	
24	書棚	450×800×1050	12	E2棟4階 →	E2棟B1階	
25	書棚	450×800×1050	12	E2棟4階 →	撤去場所	
26	椅子	600×600×900	3	E2棟4階 →	撤去場所	
27	パーテーション	50×900×1900	2	E2棟4階 →	撤去場所	

輸送先は変更することがある